



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1970年代西ドイツにおける銀行論争:ユニバーサル・バンクの勢力をめぐって(中)
Author(s)	山口, 博教
Citation	北海道大學 經濟學研究, 31(1), 153-185
Issue Date	1981-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31542
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(1)_P153-185.pdf



1970年代西ドイツにおける銀行論争 —ユニバーサル・バンクの勢力をめぐる— (中)

山口 博 教

目 次

I 銀行論争の焦点

II 銀行論争の背景と経過

- (1) 銀行国有化・社会化論の消長
- (2) ユニバーサル・バンク・システム改革論

III 銀行論争の主要論点と論拠

- (1) ユニバーサル・バンク内での業務上の利害衝突・内部者情報
(以上第30巻第3号)
- (2) 銀行と企業との関係
 - イ 株式所有・議決権関係 ロ 金融関係 ハ 人的支配関係(以上本号)
- (3) 経済全体にかかわる問題
 - イ 競争と集中 ロ 貨幣市場と資本市場 ハ 連銀政策の独立性
- (4) 政策提起をめぐる
 - イ 銀行の国有化・社会化 ロ ユニバーサル・バンク・システム改革

IV 銀行論争のまとめ—むすびにかえて

III 銀行論争の主要論点と論拠

(2) 銀行と企業との関係

この論点は、1970年代西ドイツにおける銀行論争の中で、最も重大な問題であったといえよう。言葉をかえれば、西ドイツユニバーサル・バンク・システムの根幹にかかわる問題であったとも考えられる。とりわけ、銀行批判の側では、その立脚点の差異にかかわらず、いずれの論者も、大銀行と企業との結合にこそ、「銀行勢力」の基盤があると主張したのであった。

しかし、これらの銀行批判は、西ドイツの金融制度についての十分な実証分析を伴わないまま、多分にイデオロギッシュに行なわれるきらいがあったといえよう。このことは、これらの批判の根拠として、レーニンやヒルフェーディング等の古典的金融資本の概念を、戦後の西ドイツ経済にも、無批判に適用する傾向があることに、顕著に見られる。また、先に挙げた、シュピーゲル誌の記事も、銀行批判の根拠を、英国人がスペシャル・バンク・システムとの比較において論じた西ドイツの銀行勢力論にもとめていることにも、これがあらわれている。

これらの銀行批判に対しては、西ドイツ、ユニバーサル・バンクの実態についての実証・理論研究が進展する中で、主としてこのシステムの擁護論者の側から、銀行批判論の諸論拠が薄弱なものでしかないことが指摘されるようになったのである。そして、この反批判論の主要論拠としては、大企業・コンツェルンに様々の形で関係を持つ諸銀行間で、強固な相互競争が行なわれていること、このため、個々の銀行による企業支配は、今日の西ドイツにおいては妥当しないことが主張されている。

以下、筆者はこの「銀行勢力」の中心問題を、イ、株式所有・議決権、ロ、金融、ハ、人的支配（結合）の三つの側面にわけ、それぞれについて検討していくことにする。ただし、イとハについては、筆者は本稿とは別の小稿において、すでに取り上げた。²⁾したがって、イとハの詳細についてはそちらに譲ることとし、本稿では、これらの資料等は必要最少限の引用にとどめることにしたい。

イ 株式所有・議決権関係

銀行批判を、資料的裏付けを伴って展開しえたのは、唯一独占委員会であろうと考えられる。同委員会によると、企業に対する信用機関の影響力は、その企業株所有、株主総会での寄託議決権の行使、企業監査役員の引受によって生じるというのである。ちなみに以上の三つの要因の関連について、同委員会は次のような指摘をしている。「誤解を避けるために述べておくが信用機関が影響力を行使するのは、持株にもとづく権利があるからである。

第2表 議決権行使と監査役引受の関連がある株式会社 (⑫ II, S. 574-577, 独占
委員会付表 IV. 7, V は議長を, S は副議長を, 引受けている場合)

順位	社大株中の順位	会社名	信用機関の議決権持分と監査役引受																				
			ドイチェバンク				ドレスナーバンク					コメルツバンク				大銀行全体				信用機関全体			
			自己所有	寄託分	合計	監査役引受	自己所有	寄託分	合計	順位	監査役引受	自己所有	寄託分	合計	監査役引受	自己所有	寄託分	合計	監査役引受	自己所有	寄託分	合計	監査役引受
1	1	Thyssen AG	0	10,00	10,00	1	0	6,29	6,29	1	1	0	4,09	4,09	1	0	14,14	24,14	3	0,01	45,27	45,28	5
2	2	VEBA AG	0	6,86	6,86	1	0	6,82	6,82	2	1	0	3,56	3,56	-	0	17,24	17,34	2	0,17	37,82	37,99	4
3	3	BASF AG	0	26,68	26,68	1	0	15,30	15,30	3	-	0	7,08	7,08	-	0	49,10	49,10	1	0,09	87,06	87,15	1
4	4	Volkswagenwerk AG	0	4,05	4,05	1	0	1,29	1,39	4	-	0	2,80	2,80	-	0	8,24	8,24	1	0,07	25,16	25,23	4
5	5	Daimler-Benz AG	30,61	4,02	34,63	2 V	0	17,15	17,15	5	1	0	1,05	1,05	1	30,61	22,22	52,83	4 V	30,61	26,27	56,88	4 V
6	6	Siemens AG	0	19,41	19,41	2 S	0	10,23	10,23	6	1	0	5,13	5,13	-	0	34,77	34,77	3 S	0,91	80,11	81,02	4 S
7	7	Hoechst AG	0	19,38	19,38	-	0	22,90	22,90	7	-	0	8,21	8,21	1	0	50,50	50,50	1	0,37	88,25	88,62	1
8	9	Bayer AG	0	13,47	23,47	1 S	0	13,53	13,53	8	-	0,42	7,33	7,75	1	0,42	44,33	44,75	2 S	0,62	78,47	79,09	2 S
9	11	Allgem. Elektrizitäts- Ges. AEG-Telefunken	0	23,43	23,43	1 S	0	19,75	19,75	9	1 S	0	6,59	6,59	1	0	49,78	49,78	3 S, S	0,11	89,18	89,29	5 S, S, S
10	13	Mannesmann AG	0	26,65	26,65	1 V	0	13,16	13,16	10	-	0,32	6,83	6,83	-	0,30	46,63	46,93	1 V	0,38	76,56	76,94	3 V
11	14	Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG	0	5,66	5,66	1 V	0	2,89	2,89	11	1	0	1,77	1,77	-	0	19,31	10,31	2 V	0,24	24,39	24,63	5 V, S
12	19	Metallgesellschaft AG	0	0,02	0,02	2 S	26,13	15,02	41,15	12	2 V	0	0,54	0,54	-	26,13	15,58	41,70	4 V, S	26,25	43,90	70,15	4 V, S
13	24	Karstadt AG	25,31	2,62	27,93	2 V	0	2,20	2,20	13	1	31,83	1,58	3341	2 S	57,14	6,41	13,55	5 V, S	57,20	11,05	68,25	5 V, S, S
14	26	Kaufhof AG	0	0,66	0,66	1	34,22	3,69	37,91	14	1 S	35,85	3,74	39,59	1 V	70,06	8,09	78,15	3 V, S	70,24	16,79	87,03	3 V, S
15	28	Degussa	0	13,99	13,99	-	0	6,76	6,76	15	1	0	5,41	5,41	-	0	26,16	26,16	1	0,40	47,26	47,66	1
16	30	Deutsche Lufthansa AG	0	0,71	0,71	1	0	0,55	0,55	16	-	0	0,23	0,23	-	0	1,49	1,49	1	3,53	2,82	6,35	4 V
17	31	Klöckner-Humboldt- Deutz AG	0	39,66	39,66	1 V	0	5,19	5,19	17	1	0	3,60	3,60	1	0	48,44	48,44	3 V	0,08	86,52	86,60	4 V
18	33	Klöckner-Werke AG	0	18,99	18,99	1 S	0	0,32	0,32	18	-	0	7,57	7,57	-	0	26,88	26,88	1 S	0	60,32	60,32	1 S
19	34	Brown, Boveri & Cie AG	0	6,11	6,11	1	0	5,72	5,72	19	-	0	2,00	2,05	1	0	13,83	13,83	2	0,82	28,58	29,40	2
20	38	Preussag AG	0	9,39	9,39	1 S	0	6,32	6,32	20	-	0	4,38	4,38	1	0	20,08	20,08	2 S	50,15	45,45	95,60	4 V, S
21	39	Deutsche Babcock AG	0	12,48	12,48	-	0	6,55	6,55	21	-	0	4,09	4,09	-	0	23,12	23,12	-	16,18	62,06	78,24	2 V, S
22	41	Bay Wa AG	0	0	0	-	0	0	0	22	-	0	0	0	-	0	0	0	-	66,19	14,06	80,25	2 V
23	43	Bayerische Motoren Werke AG	0	3,55	3,55	-	0	1,39	1,89	23	-	0	1,32	1,32	-	0	6,76	6,76	-	0,02	14,50	14,52	1
24	44	co op Zentrale AG	0	0	0	-	0	0	0	24	-	0	0	0	-	0	0	0	-	17,86	-	17,86	1
25	46	Horten AG	0	7,87	7,87	2 V	0	3,34	4,34	25	-	0	2,42	4,42	1	0	14,63	14,63	3 V	0	23,94	23,94	3 V
26	48	Philipp Holzmaun AG	39,27	9,10	48,37	1 V	0	1,89	1,89	26	-	0	1,34	1,34	-	39,27	12,33	51,60	1 V	40,08	20,16	60,24	2 V
27	50	Vereinigte Elektrizitäts- werke Westfalen AG	0	1,94	1,94	1 S	0	1,05	1,05	27	-	0	0,72	0,72	-	0	3,72	3,72	1 S	0	6,99	6,99	2 S
28	51	Hochtief AG	0	1,42	1,42	-	0	0,72	0,72	28	-	31,35	0,77	32,12	2 S	31,35	2,91	34,26	2 S	33,15	4,60	37,75	1 S, S
29	52	Neckermann Versand KGaA	0	5,76	5,76	-	0	13,76	13,76	29	-	0	0,01	00,1	-	0	19,53	93,53	-	0,05	83,05	83,10	3 S
30	57	Hapag-Lloyd AG	25,91	7,96	33,87	2 V	15,91	6,98	32,90	30	1 S	0	0,35	0,35	-	51,83	15,29	67,12	3 V, S	51,83	17,85	69,68	3 V, S

順位	百大株式会社 社中の順位	会 社 名	信用機関の議決権持分と監査役引受									信用機関の議決権持分と監査役引受												
			ドイツェバンク				ドレスナーバンク			監査役引受	コメルツバンク				大 銀 行 全 体				信用機関全体					
			自己所有	寄託分	合計	監査役引受	自己所有	寄託分	合計		自己所有	寄託分	合計	監査役引受	自己所有	寄託分	合計	監査役引受	自己所有	寄託分	合計	監査役引受		
31	58	Papierwerke Waldhof-Aschaffenburg AG	0	2.35	2.35	1	0	1.37	1.37	-	0	0.36	0.36	-	0	4.08	4.08	1	60.04	8.75	68.79	3V, S		
32	59	Continental Gummi-Werke AG	0	12.09	12.09	1V	0	10.25	10.25	-	0	5.18	5.18	-	0	27.51	27.51	1V	0	44.83	44.83	1V		
33	62	Rütgerwerke AG	0	38.40	38.40	1S	0	4.40	4.40	-	0	3.56	3.56	1	0	46.36	46.36	2S	0.14	53.47	53.61	2S		
34	64	Schering AG	0	19.94	19.94	1S	0	12.25	12.25	-	0	11.70	11.70	-	0	43.90	43.90	1S	0.27	80.09	81.26	2V, S		
35	68	Strabag Bau-AG	0	2.68	2.68	1S	0	0.58	0.58	-	0	0.79	0.79	-	0	4.05	4.05	1S	33.80	31.39	65.19	4V,S,S		
36	69	Dyckerhoff & Widmann AG	0	0.29	0.29	-	0	0	0	-	0	0.34	0.34	-	0	0.63	0.63	-	0.02	15.26	15.28	3S		
37	70	Linde AG	0	17.80	17.80	-	0	11.80	11.80	-	0	4.42	4.42	-	0	34.62	34.62	-	0.20	72.27	72.47	1		
38	76	Dortmunder Union-Schultheiss, Brauerei AG	0	4.29	4.29	-	33.38	2.42	35.80	2S	0	3.02	3.02	-	33.38	9.72	43.10	2S	80.12	15.84	95.96	6V, S		
39	78	Andreae-Nahn AG	0	4.27	4.27	-	0	3.87	3.87	-	0	0.79	0.79	-	0	8.92	8.92	-	53.05	37.09	90.14	2V, S		
40	79	Bilfinger+Berger Bauaktiengesellschaft	0	5.80	5.80	-	74.35	7.43	81.78	1V, S	0	2.35	2.35	-	74.35	15.59	89.94	2V, S	74.35	23.34	96.69	2V, S		
41	80	Hamburgische Electricitäts-Werke AG	0	2.89	2.89	-	0	1.89	1.89	-	0	2.82	2.82	1	0	7.61	7.61	1	12.03	14.91	26.94	2		
42	82	Badenwerk AG	0	5.00	5.00	1	0	2.64	2.64	-	0	0.96	0.96	-	0	8.59	8.59	1	0.29	14.68	14.97	1		
43	83	Beton-und Monierbau AG	0	17.26	17.26	-	0	3.19	3.19	-	0	37.39	37.39	1	0	57.84	57.84	1	23.54	71.69	95.23	2S		
44	84	Kali-Chemie AG	0	76.73	76.73	1V	0	1.93	1.93	-	0	3.80	3.80	-	0	82.46	82.46	1V	0	89.95	89.95	1V		
45	85	Berliner Kraft-und Licht (Bewag)-AG	0	2.79	2.79	-	0	2.03	2.03	-	0	1.29	1.29	-	0	6.11	6.11	-	0	11.08	11.08	1		
46	91	Beiersdorf AG	0	2.37	2.37	-	0	1.00	1.00	-	0	1.64	1.64	-	0	5.01	5.01	-	0.02	42.49	42.51	1S		
47	92	Dyckerhoff Zementwerke AG	0	3.60	3.60	1	0	13.66	13.66	-	0	0.95	0.95	-	0	18.22	18.22	2	0	20.51	20.51	2		
48	93	Flachglas AGDELOGDETAG	0	14.90	14.90	1V	0	0.20	0.20	-	0	4.20	4.20	-	0	19.30	19.30	1V	0	25.05	25.05	1V		
49	95	Portland-Zementwerke Heidelberg AG	0	12.37	12.37	1V	33.74	3.92	37.67	1S	0	1.54	1.54	-	33.74	17.83	51.57	2V, S	35.25	25.62	60.87	4V, S		
50	96	Triumph International AG	0	0.12	0.12	1S	0	0.08	0.08	-	0	0.04	0.04	-	0	0.24	0.24	1S	8.88	22.71	31.59	1S		
51	98	Bergmann-Elektrici täts-Werke AG	36.74	0.15	36.89	1V	0	0.02	0.02	-	0	0.01	0.01	-	36.74	0.18	36.92	1V	62.50	0.61	63.11	2V, S		

独占委員会の独自調査

信用機関が持株をしている企業機関の意志形成過程では、信用機関役員は、その企業に対し、競争上決定的な情報を与える。直接所有に付着する議決権は、寄託議決権で補足される。これらによって、企業経営に対する、直接・³⁾ 間接の関与力 *Einwirkungsmöglichkeit* が完成する。」

なお、100大株式会社については、以上の三要因のうち、とりわけ寄託株の果す役割が大きいことを、独占委員会が強調している。このことは、同委員会が独自に調査してまとめた、次に掲げる第2表より、はっきりとみてとることができよう。(同表は、銀行論争の中で発表された諸資料中、個別銀行ごとの調査としては、最も詳細な資料であると、筆者は理解している。) すなわち、西ドイツ大企業の多くでは、信用機関の直接的企業株所有以上に間接所有が重大となっていると考えられるのである。

その他、イについての銀行批判としては、以下の論拠がもち出されていた。⁴⁾

1. 銀行に持株を受けている企業の経営上の自立性がおびやかされる。
2. 信用機関は、諸産業部門の企業間競争を操作し、集中政策をおしすすめる。
3. 信用機関は、金融上のハウスバンク結合を求めて、企業株を所有する。
4. 社会的にみると、株式所有を分散させる政策が困難となる。
5. 信用機関は、寄託株主の諸利益に考慮を払っていない。

以上の批判のうち、3. については、次のロの項目で触れることにし、とりあえず、これらに対する反論を、H. ビュッシュゲン教授の論拠を中心として、以下に挙げておく。⁵⁾

1. まず、信用機関による企業株所有は、歴史的意義があったことである。すなわち、これは銀行の創業・発行業務の前提であったのである。(無論、今日では、この意義が失なわれてきていることは、同教授も認めている)
2. 今日、銀行の企業株所有には、二つの意義がある。一つは、企業への信用供与に伴う危険引受を避けるための、「無意識的」・「非計画的」所有である。これに対し、他の一つは、「意識的」・「計画的」所有であり、これは技術革新に伴う企業の投資金融を援助するためのものである。今

日重要なのは、後者であり、経済全体の視点からみて、企業に対し秘密積立金が要請される場合もある。

3. 以上の他に、信用機関が持株をする目的としては、信用機関自身の「収益調整」がある。すなわち、「信用業務からの収益後退を、持株による収益で埋め合わせ、信用制度法で定められた安全基準を維持する」ことである。(W. エンゲルスは、銀行の大衆業務進出に伴うコスト高を、銀行の金融資産保有業務でカバーすべきであると積極的に主張している。⁶⁾)
4. 銀行の持株は、国外勢力による西ドイツ企業株式の過度取得 Überfremdung に対し、有効な対抗処置となる。
5. 株式の寄託制度も歴史的背景を伴っている。また、今日では、大企業の株主総会での銀行の議決権代理行使は、総会開催上の「時間的・空間的理由からしても避けられないものである」と教授はみている。
6. 銀行が企業の企業資本の 25 % を越える持株をしている場合でも、その目的は税制上の優遇処置 Schachtelprivileg が主なものであって、企業支配が目論まれているのではない。

以上、イの論点における、銀行批判論と反批判論の主要論拠を挙げた。これらをまとめると、前者は主として小株主の視点に立脚しており、それに対し、後者は銀行経営上の視点を持つことが判明してきたといえるであろう。たとえば、株式寄託をする小株主と、銀行との間に、利害衝突の可能性がある場合に、いずれかの利益を優先させているかどうかという、III の(1)でとり扱った問題が、ここでも再現しているわけである。

ところで、ゲスラー委員会(多数派)のこの論点での見解は、結論を先取りするならば、両者の利害は究極的には一致すると述べている点、やはり折衷的であるといわざるをえない。ただ、ゲスラー委員会は、この結論を導くにあたり、連邦銀行並びに同委員会独自の調査資料(銀行の持株についての資料一調査計画 1, 銀行の寄託議決権代理行使について一調査計画 2) にもとづき、以下のような分析を加えている。⁷⁾

1. 信用機関の株式所有は、信用機関 に対しての持分 Bank-an-Bank-Be-

teiligung と、産業会社（持株会社を含む）に対しての持分がある。両者とも、上位の少数信用機関⁸⁾への持分集中がみられるが、これはとりわけ後者について著しい。

2. 銀行は、株式会社を通じた間接的企業株所有を行なっている。（しかしこれが信用機関に対してのものが、産業会社に対してのものは、ゲスラー委資料からは不明である）
3. 銀行の持株は、1965年以降、とりわけ'70年前後に急増している。
4. 銀行の受託議決権 Vollmachtstimmrecht（独占委員会のいう寄託株式に付着する議決権）は、その大部分が、総会出席資本全体の5%以下という小規模なものである。しかし、50%以上の代理議決権をとりあげた場合には、少数銀行への集中が認められる。（ただし、この中には、他の信用機関から、委譲された議決権も含まれている）
5. 銀行グループによる、かなり大きな影響力のポテンシャルが考えられる。とりわけ、銀行の企業持株が、企業資本の25%以上の場合。（第3表）
6. しかし、このようなポテンシャルは現実の企業支配へ転化するものではない。というのは、企業の株主総会の席上、諸信用機関は、相互で競争するため統一して対応することがないからである。
7. ただし、同委員会少数派は、銀行の企業株所有、議決権代理行使が、企業への銀行関与を可能にすると考えている。（情報・信用供与の差別をうむことによって）

以上、Ⅰの論点についての諸見解を、一応整理しておいた。そこで、未解明点をも含めて、この論点での筆者の見解を以下にまとめておくことにしたい。

第一に、信用機関の企業株所有は、全体を歴史的にみるならば、銀行の発行業務と創業活動の低下に伴い、その比重が低下している。

第二に、その今日的意義は、基本的には銀行経営を安定させ、産業構造変化に伴う企業の資金需要を準備することにあると考えられる。

第三に、1960年代後半から始まった資本集中運動の中で、信用機関・法人の企業株所有が増大傾向にあり、少数機関への集中がみられ始めている。⁹⁾（この点は、銀行の間接所有持株会社、直系会社・信用機関を通じた持分を加えると、より増大すると考えられる）

第四に、銀行の企業に対する議決権行使上には、株式の自己所有分、顧客所有分（寄託株）、第3者所有分（他機関より委譲された寄託株）、の三種類がある。（第3者所有分は、ゲスラー委員会が調査した全信用機関の議決権総数のうち、52%にも及ぶことが判明している）とりわけ、大規模な議決権代理は、少数の信用機関へ集中している。

第五に、この株式の寄託主体をみると、全体中個人株の持分が低下し、逆に、企業・投資会社・の持分が増大する傾向にある。（第4表参照、ただし分類可能分についてのみ。不可能分は、第3者への委譲のためと考えられる）これは、西ドイツにおいても、法人・機関投資家が台頭してきていることを示しているといえよう。

第六に、巨大企業株主総会では、信用機関への議決権の集中がみられる

第4表 株式所有分類 (%)

年次	合計	国内銀行 自己保有	国内銀行寄託分									分類不 可能分
			合計	個人	非営利 機関	投資 会社	保 險 会 社	企 業 社 保	会 社 公 積 金	共 同 関 心	外国人	
1967	100	-	53.1	22.6	-	1.7	2.0		0.0	-	4.8	-
1968	100	-	53.4	22.6	1.1	1.7	2.0	13.2	0.0	7.5	5.3	-
1969	100	-	54.4	22.5	1.3	1.9	2.2	14.1	0.0	7.2	5.4	-
1970	100	-	53.6	22.1	1.2	1.9	2.0	13.7	0.0	7.3	5.2	-
1971	100	7.3	50.1	19.8	1.1	2.1	2.2	12.3	0.0	7.3	5.5	42.6
1972	100	7.9	50.2	18.4	1.1	2.5	2.2	12.9	0.0	7.0	6.1	41.9
1973	100	7.8	50.7	18.7	1.1	2.7	2.2	13.6	0.0	6.6	5.8	41.5
1974	100	7.9	49.8	12.4	1.2	2.8	2.0	14.5	0.0	6.0	5.4	42.3
1975	100	7.5	49.5	16.5	0.7	3.3	1.9	14.6	0.0	7.0	5.4	43.1
1976	100	7.5	50.7	16.1	0.7	3.4	2.1	16.0	0.0	7.1	5.4	41.8
1977	100	7.6	50.2	15.7	0.6	3.7	2.0	15.8	0.0	6.7	5.5	42.3
1978	100	7.5	50.7	15.8	0.6	3.9	2.3	15.6	0.0	6.9	5.6	41.8

(Monat Report of The Deutsche Bundesbank '70, Aug, '74, Aug, '79, Mai.
より筆者が作製)

第3表 銀行役員による74上場大企業での株主総会議決権代理と監査役引受状況, 銀行, 銀行グループ,
投資会社, 株主保護協会, 個人株主 (1974/75) (ゲ委報告 438~439 ページ)

銀行 銀行グループ 投資会社 保護協会 個人株主	大株主のいない株式会社 (16社)				単ないし複数大株のいる株主会社																全 株 式 会 社			
					銀行大株 (21社)								その他の大株主 (34社)				公共機関大株主 (13社)							
	総会出席 ¹⁾				監査役引受				総会出席 ¹⁾				監査役引受				総会出席 ¹⁾				監査役引受			
	E+V ²⁾	V	合計	議長	E+V ²⁾	V	合計	議長	E+V ²⁾	V	合計	議長	E+V ²⁾	V	合計	議長	E+V ²⁾	V	合計	議長	E+V ²⁾	V	合計	議長
1. ドイチェバンク	21.5	21.5	12	4	28.1	8.9	21	9	24.2	6.1	25	7	4.1	4.1	6	2	18.6	11.2	54	18				
2. ドレスナーバンク	14.0	14.0	5	-	17.7	15.1	11	4	12.8	11.9	13	3	3.0	3.0	2	-	11.8	10.8	28	6				
3. コメルツバンク	7.7	7.7	5	1	4.2	2.7	10	-	1.9	1.9	9	-	2.0	2.0	2	-	4.5	3.5	19	1				
4. 3大地方銀行 ³⁾	9.5	9.4	3	2	4.1	2.6	5	2	2.6	2.4	4	-	1.5	1.5	4	-	5.0	4.4	15	4				
5. シュパールカッセン/ジロツエントラーレン	6.1	6.1	1	-	3.7	3.0	5	2	1.7	1.7	1	-	5.5	5.5	7	-	4.0	4.3	14	2				
6. ゲノッセンシャフトバンク	1.5	1.5	-	-	0.7	0.7	-	-	0.3	0.3	-	-	0.8	0.8	1	-	0.9	0.9	1	-				
7. その他の銀行	20.5	20.3	9	2	8.4	7.7	19	2	5.9	5.7	21	3	4.3	4.3	6	-	11.2	10.9	51	6				
8. 投資会社	11.7	11.7	-	-	4.1	4.1	-	-	3.5	3.5	-	-	2.9	2.9	-	-	6.1	6.1	-	-				
9. 保護協会	0.7	0.7	-	-	0.5	0.5	-	-	0.2	0.2	-	-	0.1	0.1	-	-	0.4	0.4	-	-				
10. 個人大株主	6.8	-	-	-	28.5	-	-	-	6.9	-	-	-	75.8	-	-	-	36.9	-	-	-				
大銀行合計	43.2	43.2	22	5	50.0	26.7	42	13	38.9	19.9	47	10	9.1	9.1	10	2	34.9	25.5	101	25				
全銀行と投資会社	92.5	92.2	35	9	71.0	44.8	71	19	52.9	33.5	73	13	24.1	24.1	28	2	62.7	52.5	182	37				
その他の株主	7.5	0.7	-	-	29.0	0.5	-	-	47.1	0.2	-	-	75.9	0.1	-	-	37.3	0.4	-	-				
	100.0	92.9	35	9	100.0	45.3	71	19	100.0	33.7	73	13	100.0	24.2	28	2	100.0	52.9	183	37				

- 1) 株主総会で有効とされた議決権付株式資本持分 (%), (2) E=自己所有にもとづく議決権代理 V=受託議決権にもとづく議決権代理,
3) バイエリッシュフェラインズバンク, バイエリッシュ抵当替為銀行, 共同銀行 (BfG)
(ゲスラー委の独自調査)

が、これは銀行の自己所有にもとづく持分以上に、寄託分のはたす役割が大きい。この寄託分の中には、当然、第3者所有分も含まれており、議決権行使は、間接的で、錯綜したものとなる。したがって、個々の信用機関の企業関与力は、株式自己所有にもとづく場合とは異なり、希薄とならざるをえないと考えられる。

ロ 金融関係

この論点には、銀行の信用業務・証券業務（とりわけ証券発行コンソルシウム業務）の二つの問題が含まれている。大銀行批判としては、R. ハイน์リッヒと M. ゲルハルトの主張を、また、必ずしもこれに対する反論とはなっていないが、銀行の一方的大企業支配論を批判するコルゲンス/リンドナーの論述をとりあげる。（コルゲンス/リンドナーの批判の対象は主として、ヒルファーディングのいう「組織された資本主義」である）なお、ゲスラー委員会は、融資問題の分析には、あまり大きなスペースをさいてはいない。しかし、銀行の証券発行義務については詳しく取り上げており、これについて合わせて検討を加えてみよう。

そこでまず、R. ハイน์リッヒと M. ゲルハルトの（独占）銀行批判を以下に要約する。¹⁰⁾

1. 独占会社 Industriemonopol の資本・商品輸出並びに替為業務は、専ら独占銀行 Monopolbanken が取り扱っている。今日多国籍銀行となっている、民間信用機関は、多国籍産業コンツェルンとの接触を意のままに行なう。（ゲルハルトは、民間銀行が行なっている国外取引の半分以上を大銀行が扱っていると指摘している）
2. 国外で資金調達を行なえる大企業とは異なり、小規模な非独占資本は、常に国内銀行資本に負債を負っており、金融上、独占体に直接従属している。
3. 預金利率の差別、独占資本の独占銀行への定期預金に対しては、労働者・住民層の大衆貯蓄預金よりも高い利率が与えられている。（消費者信用の利率も後者に不利に、金融資本に有利になっている）

4. 独占銀行による信用膨張, インフレが中小企業並びに労働者・住民層の貨幣持分を減価させるのに対し, 独占資本は, 帳簿・信用貨幣 *Buch- und Kreditgeld* の援助で生産手段持分価値を増加させることもできる。
5. 銀行部門の独占的構造のため, 価格, 配当率, 手数料, 利子率設定の手續きにより, 被雇用者の俸給・賃金, 中小企業の利潤の一部は, 独占銀行へ移転される。
6. 国内株式, 国外債権の発行業務では, 大銀行が, コンソルシウム指導者となっている。

次に, ユルゲンス/リンドナーの二人の主張に移ろう。¹¹⁾二人は, M. ケルハルトと同様, 「銀行勢力」の基盤を, 銀行の信用業務にもとめ, 現在の西ドイツでは, 銀行の大企業に対する金融上の支配力が後退している点を突いている。この議論は, ヒルファードィングの金融資本概念の批判が中心となっているが, 後でみるように, くしくも, 銀行批判に対する反論として, 反批判の側の論者から評価をうけることになったと考えられる。

まず, 二人はヒルファードィングの理論を, 銀行勢力との関連で, 以下の三つのモメントに整理し, それぞれを批判するのである。

- a. 銀行・産業資本の機能上の結合
- b. 所有権にもとづく, また, 人的な影響要因
- c. 資本主義の社会的再生産システムとの関連での, 銀行諸機能の高度合理性のテーゼ(この点は, 必ずしも鮮明でないことを二人は断っている)

以上の諸モメント中, ここでの論点との関連では, とりわけ a. が問題となると考えられる。というのは, 二人は, 今日の銀行の創業活動の役割が低下していることの他に, 産業資本の国内銀行資本からの相対的独立性 *relative Unabhängigkeit des industriellen Kapitals vom nationalen Bankkapital* が, 以下の三要素によりもたせられていると主張するからである。

1. 国外貨幣市場(ユーロ・ダラー市場)における企業資金調達
2. 企業間での相互信用供与 (*Lieferantenkredite*)
3. 産業資本の銀行資本に対する債権者としての地位

以上の主張については、先に取り上げた R. ハイน์リッヒより批判が出されている。(とりわけ、1と3の要素について) しかし、二人は、以上の論拠を裏付ける具体的事実を挙げている他、3についても大コンツェルンの短期の信用取引に限定して論述している¹²⁾のである。したがって、二人が、「銀行資本への従属を断ち切れるのは、大産業会社である」と述べていることは、筆者としても十分説得力があると考えている。

このような、二人の論述は、ビュシュゲン/シュタインブリックも、次のように述べることににより、高い評価を与えていると考えられる。「大産業会社の側からのカウンター諸力 die Gegenkräfte は、産業に対する銀行の一方的影響力行使を、かなりの範囲でしめ出している。……個々の企業との関係において、株式所有によりハウスバンク結合と考えられうるかの如き関係は、決して産業企業「支配」“Beherrschung”と、みなすべきではない。一度は、企業経営の高度な自立性 Autonomie と、相互に強く競争する信用機

第5表 企業部門の債務

1977年末—全経済部門にわたり、ドイツ連邦銀行が、30社の金融と
資産について計算したもの— (文献⑮ S. 465)

項	目	債 務			
		企 業 全 体		住宅部門を除いた 残りの企業	
		DM	%	Mrd DM	%
I	銀行信用 (パウシュペールカッセン 債務を除く)	764.0	57.9	464.2	52.6
	短期債務	180.2	13.6	169.4	19.2
	長期債務	583.8	44.2	294.7	33.4
II	他の債務	462.9	35.1	326.1	37.0
	貨幣市場証券 ¹⁾	2.0	0.2	2.0	0.2
	確定利付証券によるもの	30.9	2.3	30.9	3.5
	パウシュカッセンの貸付	80.6	6.1	0.1	0.0
	保険会社の貸付 ²⁾	67.0	5.1	34.7	3.9
	その他の債務 ³⁾	282.4	21.4	258.4	29.3
III	株式資本	93.5	7.1	92.1	10.4
債 務 総 額		1,320.4	100	882.4	100

- 1) 国庫証券の発行を含む
- 2) 年金基金を含む
- 3) 国外と国内の債務を含む

関に対する、企業財務部を考慮に入れなければならない。¹⁸⁾」

ところで、ゲスラー委員会も、融資関係については、大きなスペースをとっていないとはいえ、多少は触れている。多数派の見解でみると、やはり、銀行は信用供与いかんでは企業に対し影響力を及ぼしえないこと、大企業とは特定のハウス・バンク関係はないことが主張されている。(ただし、経営危機の際の例外を認めている) その根拠として1974年次に、30大コンツェルンが53～132の信用機関と信用関係をもっていることと、企業には、銀行信用以外の信用形態があることを挙げている。(第5表) 筆者としても、信用機関の信用業務が、特定の銀行に集中してはいず、民間大銀行の持分も全銀

第6表 全銀行業務量の銀行グループ別持分※
(%) 年末状況 (文献⑮ S. 470)

銀行グループ	信用業務額持分割合		
	1960	1970	1971
信用銀行	24.4	25.0	24.9
大銀行	11.3	10.3	10.4
地方銀行と、その他の信用銀行	10.4	10.7	10.9
個人銀行(家)	2.7	1.5	1.9
シュパールカッセン部門	2.5	2.5	1.7
ジロツェントラーレン ¹⁾	35.7	38.4	38.5
シュパールカッセン	13.5	15.6	16.5
ケッセンシャフト部門	22.2	22.8	22.0
ゲノツェンシャフトトリヘツェントラールバンケン ²⁾	8.6	11.5	14.0
信用共同組合	2.8	3.8	4.2
抵当銀行部門	5.8	7.7	9.8
民間抵当銀行	17.2	13.7	13.0
公法上の不動産信用機関	5.8	6.6	8.2
割賦信用機関	11.4	7.1	4.8
特殊銀行	1.5	1.1	1.1
郵便貯金	10.2	8.4	6.5
	2.4	1.9	2.0
全銀行	100	100	100

※ 国外支店と報告義務のない信用共同組合の持分を除く

1) ドイチェジロツェントラーレを含む

2) ドイチェゲノツェンシャフトバンクを含む

資料は連邦銀行のものである。

行持分の1割程度であることから、以上の反批判の論拠は、説得的であると考える。(第6表)

しかしながら、信用機関の証券発行コンソルシウム業務では、少数銀行への集中がみられ、銀行・企業関係としては、重要と考えられるため、ゲスラー委員会の調査・分析に即してしておくことにする。(ただし、公債発行業務については、次の③の項目でとり上げるため、ここでは省略する)

ゲスラー委員会は、独自の調査・その他の資料を用いて、以下のような評価を与えている。¹⁴⁾

1. 株式関係の発行コンソルシウム業務では、大信用機関が、ここ10年来国内発行分全体の半分以上、国外発行分の大部分を取り扱っている。

(第7表)

2. コンソルシウム幹事、幹事団は、同期間中、国内公債を除き、大銀行に集中している。(全体の63%)とりわけ重大なのは、その割当量であ

第7表 発行コンソルシウムへの参加※

全信用機関の参加件数中、上位10信用機関の参加割合% (文献⑮ S. 452)

年次	発行コンソルシウムへの参加						
	総数	国内発行分			国外発行分		
		・株式 ・転換社債 ・オプション債	・社債 ・銀行債務 証券	公債	・株式 ・転換社債 ・オプション債	・社債 ・銀行債務 証券	公債
1966	65.3	67.6	38.2	28.1	89.0	88.3	88.6
1967	54.2	59.0	47.8	26.5	66.0	84.8	83.1
1968	52.6	61.3	40.0	24.7	80.9	62.1	47.7
1969	47.0	62.4	38.6	18.9	76.2	44.1	40.2
1970	42.7	54.9	41.7	18.9	64.7	49.7	43.4
1971	44.0	61.5	49.1	23.0	51.5	50.1	40.0
1972	43.5	56.9	42.6	18.5	65.2	48.8	40.5
1973	36.0	55.5	22.2	14.9	60.9	42.9	39.0
1974	37.2	54.7	0.0	15.8	66.7	65.5	57.6
1975	44.6	55.0	14.3	17.4	72.8	52.4	47.7
平均							
1966 bis							
1975	44.7	58.3	42.7	19.6	70.0	51.7	44.8

※ ゲスラー委員会の独自調査

り、同じく大銀行が大きな力を持っている。(全信用機関の参加件数割合で追っていくと、15%以上の割当規模では、大銀行が7割近くを占める。——第8表)

3. 71 上場企業についての調査からは、大銀行へのこの業務の集中傾向がより一層鮮明となる。(コンソルシウム幹事については、全体の80%以上を引き受けている——第9表)

4. しかし、66年以降、銀行合併等のために、コンソルシウム構成メンバーに、若干の変化が生じてきている。委員会は、コンソルシウムの割当量以上に、メンバー構成については、企業がある程度の作用を及ぼしうるとみる。(第7・10表)

以上の分析をみるならば、株式関係の証券発行コンソルシウム業務では、

第9表 71 上場株式会社の発行コンソルシウムへの参加※

(文献⑮ S. 457)

グループ別機関	71 のコンソルシウムへの の代表件数とその割合						(報告分) 個別銀行コン ソルシウム参 加	
	総 数		うち					
			幹 事 1)		幹事団 2)		件数	%
	件数	%	件数	%	件数	%		
3 大 銀 行	70	98.6	58	81.7	20	80.0	181	22.3
(ドイチェバンク)	(69)	(97.2)	(39)	(54.9)	(10)	(40.0)	(69)	(8.5)
(ドレスナーバンク)	(60)	(84.5)	(18)	(25.4)	(3)	(12.0)	(60)	(7.4)
(コメルツバンク)	(52)	(73.2)	(1)	(1.4)	(7)	(28.0)	(52)	(6.4)
3 地方銀行 ³⁾	44	62.0	3	4.2	—	—	71)	8.7
14 シュパールカッセン部門 ⁴⁾	24	33.8	4	5.6	3	12.0	89	11.0
ゲノッセンシャフトバンク	7	9.9	—	—	—	—	7	0.9
74 その他の銀行 ⁶⁾	67	94.4	6	8.5	2	8.0	464	57.1
95 銀 行	71	100.0	71	100.0	25	100.0	812	100.0

※ ゲスラー委員会の独自調査。これらの企業は、固定したコンソルシウムはもっていない。

1) 権限をもつ幹事ないし幹事、6コンソルシウムでは、幹事は存在しなかった。いくつかのコンソルシウムでは、2つ以上の機関が共同で幹事となっている。

2) 51コンソルシウムでは幹事団は存在しない。

3) バイエリッシュフェラインスバンク、バイエルン抵当、替為銀行、BfG

4) シュパールカッセン、ジロツェントラーラ (ドイチェジロフエントラーレを含む)

5) 地方銀行・その他の信用銀行、個人銀行 (家)

第8表 1966～1975の発行コンソルシウム参加
コンソルシウムの地位と割当※ (文献⑮ S. 453, 456)

銀行グループごとの信用機関	発行コンソルシウム参加				発行コンソルシウム参加								
	合計数	地 位			合計数	割 合							
		幹 事	幹事団	その他		0.5% 以 下	0.5%～ 1.5%	1.5%～ 3%	3%～ 5%	5%～ 7.5%	5%～ 15%	7.5%～ 25%	25% 以 上
6 大 銀 行 ¹⁾	4,913	608	593	3,712	4,274	91	1,750	557	251	168	418	408	631
29 地方銀行とその他の信用銀行 (3大地方銀行を含む)	9,798 (2,483)	177 (65)	95 (23)	9,526 (2,395)	7,526 (2,082)	2,345 (523)	3,013 (964)	590 (174)	391 (110)	255 (99)	222 (65)	115 (36)	198 (81)
28 個人銀行(家)	9,906	47	57	9,800	7,406	3,331	3,020	454	240	111	121	27	72)
13 中央機関 ²⁾	5,081	137	184	4,760	3,802	749	2,040	504	215	90	122	10	42
総 数	29,698	969	939	27,798	22,641	6,516	9,853	2,105	1,097	654	883	590	943
該当銀行グループごとの参加件数の割合(%)													
6 大 銀 行 ¹⁾	100	12.3	12.1	75.6	100	2.1	40.9	13.0	5.9	3.9	9.8	9.6	14.8
29 地方銀行とその他の信用銀行 (3大地方銀行を含む)	100 (100)	1.8 (2.5)	1.0 (0.9)	97.2 (96.5)	100 (100)	32.8 (25.1)	42.5 (46.3)	8.2 (8.4)	5.5 (6.7)	3.6 (4.8)	3.1 (3.1)	1.6 (1.7)	2.7 (3.9)
28 個人銀行(家)	100	0.5	0.6	98.9	100	45.0	40.8	6.1	3.2	1.9	1.6	0.4	1.0
13 中央機関 ²⁾	100	2.7	3.6	93.7	100	19.7	53.7	13.2	5.7	2.4	3.2	1.0	1.1
総 数	100	3.3	3.1	93.6	100	28.8	43.5	9.3	4.8	2.9	3.9	2.6	4.2
全信用機関の参加割合(%)													
6 大 銀 行 ¹⁾	16.5	62.7	63.7	13.4	18.9	1.4	17.8	26.5	22.9	25.7)	47.3	69.2	66.9
29 地方銀行とその他の信用銀行 (3大地方銀行を含む)	33.0 (8.4)	18.3 (6.7)	10.2 (2.5)	34.3 (8.6)	31.6 (9.2)	36.0 (8.0)	30.9 (9.8)	28.0 (8.3)	35.6 (12.8)	39.6)	25.2 (7.4)	19.5 (6.1)	21.6 (8.6)
28 個人銀行(家)	33.4	4.9	6.3	35.2	32.7	51.1)	30.6	21.6	21.9)	21.5)	13.7	4.6	7.6
13 中央機関 ²⁾	17.1	11.1	19.8	19.1	16.8	11.5	20.7	23.9	19.6)	13.8)	13.8	6.7	4.5
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ ゲスラー委員会の特別調査

1) ドイチェバンク、ドレスナーバンク、コメルツバンクとそれらのベルリン支店

2) ジロツェントラーレン(ドイチェジロを含む)とドイチェゲノッセンシャフトバンク

第10表 1966年から1975年までの、71企業の株式発行コンソルシウムの変化
(文献⑮ S. 458)

コンソルシウムによる株式発行								
合 計	うちわけ							
	構成員が 不変の場 合	構成員の変化						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6—10	10 人 以 上
コンソルシウム件数又は株式発行件数								
205	92	43	22	11	9	8	11	9
%								
100	44.8	21.0	10.7	5.4	5.4	4.4	3.9	4.4

資料 Bundesanzeiger.

依然として、大銀行（とりわけ民間三大銀行）が果している役割は強大であると、いわざるをえない。とりわけ、この業務は、銀行の企業株所有や銀行収益にもつながるだけに、大銀行にとってやはり重大な機能が残されているといえよう。今日、企業の資本調達に占める株式資本の役割は、低下しているとはいえ、（企業債務全体の1割強—前掲第5表）、この点では、独占銀行に対する、R. ハイソリッヒの批判は、決して的はずれなものではないと考えられよう。

以上、融資業務、証券業務を通した、銀行と企業との関係を整理してきた。筆者の見解はすでに、のべられているため、ここでのまとめは行なわず、次の論点に移ることにする。

ハ 人的支配関係

銀行と企業の関係、とりわけ大企業におけるそれは、諸媒介を経て、最終的には、人的関係に集約されると考えられる。

ところで、この論点での銀行批判は、銀行からの企業に対する一方的支配の主張であった。しかし、これまでの銀行論争の整理の中で明らかになったように、西ドイツ大企業（コンツェルン親会社と民間大銀行）では、銀行の企業に対する持株・融資によっては、特定の支配・系列関係は生じ難いので

ある。むしろ、会社株主総会における、寄（受）託株議決権の行使という、間接的手段によって、銀行は企業への影響力を確保していると考えるべきであろう。

そこで、企業人事、とりわけ監査役会人事¹⁵⁾に対し、銀行の関与力はいかなる程度のものであるのか、ここで中心的論点となってくる。また、銀行と企業との関係の項を終えるにあたり、両機関の関係の全体を再度まとめておくことにしたい。けだし、この問題は、ゲスラー委員会によって、「累積された銀行の影響力」Kumulierung des Einflusses der Banken として取り扱われているからである。

そこでまず、人的支配関係からみていこう。銀行批判論者は、監査役会の性格の実質的变化（取締役会に対するコントロール機関から協力機関 Mitwirkungsorgan への移行）を認めつつも、以下の論拠により、銀行の影響力を問題としている¹⁶⁾。

1. 信用機関の人的影響力は、個別企業にとどまらず、経済諸部門に及んでいる。このことは、銀行部門以上に、産業・商業部門で著しい。
2. 銀行の影響は、企業役員が銀行監査役を引き受けている場合にも、かえって強くなる。また、一会社監査役会に多くの銀行が参与している場合にも、人的錯綜にもとづく影響には、変化が生じない。というのは、黙認と相互受認 Duldung und gegenseitige Rücksichtnahme により、徹底して一致した行動が取られるからである。
3. 同一産業部門、複数企業での、銀行役員監査役引受は、利害衝突や競争制限・合併促進をもたらす。また、銀行間の相互競争も損なわれる。
4. 銀行は、監査役会出席により内部者情報を入手し、利用するため、企業の株主にとっては不利となる。
5. 銀行役員の監査役引受数は、とりわけ大銀行では、平均以上となっている。

以上の論拠に対しては、ゲスラー委員会多数派を含む反批判論者は、それぞれの論拠に反論を加え、さらに、銀行の経済的役割、監査役会での銀行代

表者の役割を以下のように主張し、議論を展開している。¹⁷⁾

1. 監査役員は、個人の責任において委任されるのであるから、銀行役員であっても、銀行の利益代表者とはみなしえない。
2. 銀行は、個別資本の戦略的決定に参加してはいず、ただこれを媒介し記帳するにすぎない。もちろん、基本的経済過程をコントロールしているわけでもなく、ただコントロールの影 Schein を呼び起こしているのみである。(不況期には、銀行自身、危機の対象となる)
3. 複数の銀行が、同一監査役会へ役員を派遣している場合には、それらの間での相互競争のため、いつも一致した政策がとられることはない。また、銀行役員以外の監査役員、新聞、世論による社会的監視によって、一方的な利益の主張、勢力形成は妨げられる。
4. 企業が信用機関役員の協力を認めるのは、とりわけ金融分野でのその専門知識のためであり、企業の側でも、金融上、銀行の方へ歩みよるのである。
5. 同一部門の多くの企業の監査役会に、銀行役員がいたとしても、企業間競争が損なわれることはない。これらに対しては、十分な影響力のポテンシャルが欠けているからである。
6. 同じく、銀行間競争が妨げられるという批判も妥当していない。なぜなら、企業は、監査役会に代表を送りこまれていない銀行からも、より有利な業務を供給されるようにつとめるからである。

ところで、巨大企業における信用機関の企業監査役引受状況については、前掲第2、3表から、次の表にまとめることができる。(第11表)すなわち、ここでは、3大銀行(とりわけドイチェバンク)に、監査役員・議長の引受が集中していることがみてとれるのである。ゲスラー委員会多数派もこの点は認め、次のような結論を導いている。¹⁸⁾

1. 企業に対する銀行役員の影響力行使 Einflußnahme の可能性は否定しえない。(とりわけ、卸売・デパート・日常生活品生産部門では銀行役員の監査役引受は、平均を上回る)

第11表 西ドイツ巨大企業での信用機関の監査役引受

	独占委員会調査による、51大企業での信用機関の監査役引受数		ゲスラー委員会調査による74大企業での信用機関の監査役引受数	
	(合 計)	(議長・副議長)	(合 計)	(議 長)
ドイチェバンク	40	24	54	18
ドレスナーバンク	18	8	28	6
コメルツバンク	17	3	19	1
3大地方銀行			19	1
シュパールカッセン			14	2
その他の銀行			51	6
3大銀行合計	75	35	101	25
信用機関総計	134	57	182	37

(第2表, 第3表より筆者がまとめたもの)

2. しかし、信用機関による企業支配とか、企業に損失を与えるような影響力の可能性 *Einflußmöglichkeit* には同意できない。
3. 銀行は、企業に対し、金融、税務、法律上の問題で、専門知識を役立てているにすぎない。
4. 銀行役員は、企業経営に対し、長期的観点で、企業維持、収益増加のため協力しているのである。

以上のように、ゲスラー委員会多数派の見解は、ほぼ反批判論の見解に近いといえよう。なお、ゲスラー委員会は、特別、コメントを付してはいないものの、信用機関の間での監査役引受状況についても調査を行なっている。

(第12表) この点については、批判論者も重視していないようであるが、筆者としては、これは寄託株議決権の譲渡問題との関連でとりわけ重大であると考えざるをえない。第12表と、ゲスラー委員会の他の資料¹⁹⁾とから、次のことがいえよう。

第一に、他の信用機関が監査役引受を顕著に行なっているのは、信用銀行、不動産信用機関、投資信託の信用機関グループにおいてである。

第二に、信用銀行グループでは、あらゆる種類の信用機関が人的関与を行なっている。(逆に、上位15大信用機関の監査役引受では、民間3大信用銀

第12表 信用機関間での監査役引受

(⑮ 591 ページ)

	監 査 役 引 受 数															
	大 銀 行		地方銀行		個人銀行家		シュパール カッセン		ジロツエン トラレーン		ツェントラ ールカッセ ン		特殊銀行		全信用機 関	
	数	%	数	in %	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
信 用 銀 行	29	26	35	39	12	25	4	25	37	48	8	18	5	46	130	33
貯蓄部門の機関	-	-	-	-	-	-	2	13	-	-	-	-	-	-	2	-
信用組合の機関	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	6	14	1	9	8	2
不動産信用機関	37	33	23	25	12	25	1	6	11	14	7	16	-	-	91	23
割賦信用機関	6	5	1	1	3	6	2	13	6	8	8	18	1	9	27	7
特殊信用機関	3	3	-	-	2	4	1	6	5	7	-	-	4	36	15	4
住宅金庫	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	8	18	-	-	12	3
投資信託	23	20	19	21	15	31	3	18	10	13	6	14	-	-	26	19
有価証券清算所 a)	15	13	9	10	5	10	2	13	6	8	1	2	-	-	32	5
抵 当 銀 行 b)	-	-	-	-	-	-	1	6	1	1	7	-	-	-	2	-
信 用 機 関	113	100	91	100	49	100	16	100	77	100	44	100	11	100	401	100

a) Wertpapiersammelbanken の訳 b) Bürgschaftsbanken の訳 (筆者)

1970年代西ドイツにおける銀行競争—ユニバーサル・バンクの勢力をめぐって— (中) 山口

行が全体の約三分の一を、三大地方銀行を含めた6大銀行では約二分の一を占めており、信用銀行による系列的引受が考えられる)

第三に、その他の信用機関グループ間で、特定の関係が目立つのは、貯蓄銀行相互間、住宅金庫と地方銀行・ツェントラルカッセン間、抵当銀行と貯蓄銀行間においてである。

そこで、銀行諸業務の結合 *Nebeneinander der verschiedenen geschäftlichen Tätigkeiten* から生ずるとの批判を受けた。銀行勢力の相乗作用の問題に触れ、ここでの論点をしめくくこと²⁰⁾としたい。

具体的には、銀行の自己所有株議決権と寄託株議決権の結合、株主総会支配、監査役引受、特定企業との信用業務、その他の業務上の結合、企業経営ないし特定株主への関与、取締役会人事への介入、競争制限といった問題である(中心環は銀行の株式所有)。

これらに対し、反批判論者は、以下の要因を挙げることで、諸影響力の結合がそのポテンシャルを高めることを否定するのである。すなわち、それは、企業経営陣の強い裁量権と自立的な地位(これらは監査役会での被傭者代表²¹⁾、カルテル局、世論等が可能とする)、信用機関間での鋭い競争(とりわけ大企業に対して)などである。また、監査役会・取締役人事では、助言と協力が主であって、支配などではないこと、信用機関全体としても、協調行動をとるほどには閉鎖的集団を形成していないこと、中小企業に対しても累積的影響力を与えていないこと、以上を主張するのである。

なお、ゲスラー委員会は、この問題については、諸資料をまとめ(第13表)以下の分析を行なっている。

1. 74上場大企業での調査から、大信用機関での影響力の累積は確実にあることが推測される。
2. 信用機関の企業株間接所有については未調査であるが、これを加えると信用機関の持株が増大することは明らかである。
3. 信用機関が株主総会で一致した行動を取る限りでは、重大な決定で(監査役人事、企業財務)意志を貫けることも明白である。(ただし、銀行

第13表 74上場大企業における、信用機関の名目資本持分、株主総会での議決権代理行使、監査役引受、コンソルシウム参加の総合的関係 (1974/75) ⑮ 467ページ

銀行 銀行グループ 投資会社	名目資 本持分	議決権代 理行使 ³⁾	銀行役員 の監査役 引受 ⁴⁾	監査役会 議長の割 合	コンソル シウムメ ンバー総 数 ⁵⁾	コンソル シウムの 参加割合 ⁵⁾
1. ドイチェバンク	3.5	18.6	5.3	24.3	8.5	97.2
2. ドレスナーバンク	1.6	11.8	2.7	8.1	7.4	94.5
3. コメルツバンク	1.0	4.5	1.9	1.4	6.4	73.2
4. 3大地方銀行	1.0	5.0	1.5	5.4	8.7	62.0
5. シュパールカッセン	0.7	4.6	1.4	2.7	11.0	33.8
6. ゲノッセンシャフトバンク	0.1	0.9	0.1	—	0.9 ⁶⁾	9.6 ⁶⁾
7. その他銀行	1.2	11.2	5.0	8.1	57.1	94.4
8. 投資会社	—	6.1	—	—	—	—
大銀行全体	6.1	34.9	9.9	33.8	22.3	98.6 ⁷⁾
全信用機関	9.1	62.1	17.9	50.0	100	100 ⁷⁾

- 1) バイエリッシュフェラインスバンク, バイエリッシュ担当・替為銀行, 共同銀行
2) 74企業の株式資本総額 265 億 DM, 3) 株主総会での自己所有議決権と受託議決権の合計, (ゲ委付表 12 参照), 4) ⑮付表 16 参照
5) ⑮付表 27 参照, 6) 1ゲノッセンシャフトバンク, 7) 総計

が監査役会・取締役会人事を支配しているわけではない)

4. 74社では、銀行の監査役引受と、株式の自己・他人所有にもとづく株主総会での議決権持分の一致が確認しうる。(上場会社 74 社)
5. 通常、個別企業に対する諸影響力は、一つ一つを取れば小さなものであるが、そのポテンシャルは大きくなりうる。

以上は、委員会全部で一致した見解であるが、これらの累積された影響力自体の最終的評価では、やや反批判論者と同じ論調となっている。なぜなら、これが影響力の濫用 eine mißbräuchliche Ausnutzung des Einflusses とはイコールではないとみなすからである。すなわち、企業の強固な裁量権と信用機関相互の業務上の競争ゆえに、銀行の勢力濫用の危険 die Gefahr eines Machtmißbrauches は、相対的にみて過少評価すべきであるというのである。(委員会は、信用・預金業務では、競争が激しく、逆に証券発行コンソルシウム業務では弱いとみているが)

ただし、この危険がある限りは、銀行の影響力の可能性を少しでも制限しようというのが、同委員会内多数派の見解であり、ごくわずかの少数派のみが、これが現実に転化した場合に限り、改革を必要と認めるというのである。

以上で、西ドイツにおける銀行と企業との関係をめぐって行なわれた銀行論争の整理を一応おえることにしたい。以下では、以上の論争についての筆者の見解をまとめておくことにする。

第一にいえることは、銀行と企業（とりわけ巨大企業）は、依然として今日でも人的結合からみて、相互にきわめて強い関係をもっていることである。（例外は、同族企業と国外企業の子会社）しかし、西ドイツにおける両者の関係は、もはや支配・被支配の関係ではなく、むしろ大企業（コンツェルン親会社）と大銀行（信用銀行、貯蓄銀行等のユニバーサル・バンク）は、協力的ないし共同経営という関係にあるといえよう。

第二に、両者間の人的結合を保証している契機は、銀行の企業株直接所有以上に、銀行が顧客ないし第3者から委譲された寄託株に付着する議決権であろう。すなわち、銀行は、企業の株主総会でこれを代理行使することにより、企業への影響力を確保していると考えられる。しかし、これには複数の信用機関の協調行動が前提となることは明らかである。

第三に、以上のことから諸信用機関間で行なわれている相互競争の強さの評価が問題となる。この点についての銀行論争の全体をふり返ってみると、企業に対する銀行の融資業務では、非常に強固な競争が存在することが強調されていた。実際、西ドイツでは、70年以降、倒産する金融機関もあり、信用業務における競争は、やはり激しいものであると考えられる。²²⁾

しかし、第四点めに指摘しておかねばならないのは、信用機関による他の信用機関の株式所有と、同じくその監査役引受が、論争では特別とりあげられなかったものの、諸資料から、かなり多くみてとれることである。これは、産業・商業以外に、金融業界自体においても、コンツェルン関係のような関係が存在することを示唆していると考えられる。したがって、この上位銀行と、その系列信用機関との間では、協調行動がとられる可能性は大きい

といえよう。

第五にいえることは、発行コンソルシウム業務では、今日でも依然として、大銀行への業務集中がみられることである。企業金融にしめる証券金融の地位が低下してきているとはいえ、この業務においては、銀行と企業との関係は密接であると考えられる。

最後に、以上のことから西ドイツのコンツェルン親会社は、銀行から相対的に自立した経営を行ないうることの根拠としては、会社自体のもつ強固な金融力、これらに関与している上位の信用機関間での競争が指摘された。さらに、この他に会社自体の所有・議決権関係、並びにこれらに関与している銀行自体の所有・議決権関係が、直接的なものから、間接的なものへ移行してきていること、また両者の間での関係が、複数諸機関の関与によって錯綜したものになっていることが挙げられるであろう。(ただし、委譲された議決権の最終的行使主体、持株・投資・保険会社を通した銀行の間接的な株式所有の実態は、いまだその詳細が解明されておらず、今後とも注視していく必要がある)

- 1) このイギリスは、文献①では、der Engländer Schonfield と紹介されているだけであるが、文献④でも、その著作 *Geplanter Kapitalismus*, Köln/Berlin, 1968 が検討された、Andrew Schonfield を指していると考えられる。
- 2) 拙稿、「西ドイツにおける銀行と企業の関係—二つの委員会の調査と分析—」, 日本証券経済研究所(大阪研究所)『証券経済』第135号, 1981年3月30日
- 3) ⑫ II, S. 338, (604)
- 4) ⑮, S. 75-77. Tz. 272-274, S. 101 Tz. 343, S. 104 Tz. 352
- 5) ⑩ S. 120-124
- 6) ⑬ S. 55
- 7) ⑮, S. 99 Tz. 341, S. 109 Tz. 336, S. 113. Tz. 379 S. 114 Tz. 383-385
- 8) ドイチェバンク, ドレスナーバンク, コメルツバンク, バイエリッシュ・フェラインス・バンク, バイエリッシュ・抵当・替為銀行, 共同銀行の BfG 6大銀行である。
- 9) 法人・信用機関(機関投資家)の大企業持株については、以下の分献に詳細な分析が紹介されている。河本一郎, 「西ドイツにおける株主構成」, (大阪証券取引所, 『インベストメント』第27巻第4号, No. 164所収)
- 10) ⑧ S. 397, ⑨ S. 484-488, なお, R. ハイネリッヒの論述は、ベルリン自由大学

政治経済学部, E. アルトファーター教授の「独占的利潤率ヒエラルヒー」のテーゼを土台にしている。

- 11) ④S. 138-141 ~, なおユルゲンス/リンドナーは、ヒルファードィングの金融資本概念を批判する際、独自の概念をもちいている。「社会的(生産)集中と銀行制度の組織 Organisation des Bankaparats を強調することは、あたかも実証的分析からもたらせられるかのような、社会主義への移行と戦略を説明しがちである。というのは、実際には、一般的貨幣資本と一般的産業資本が対峙しているのでもないし、資本の二部面が金融資本という社会全体を支配する複合体 Komplex へ融合しているわけでもなく、両部面において緊密な関係をもちつつもそれぞれの規定をうけた諸資本が存在しているのにすぎない。さらにこれらの諸資本は、生産部面での獲得利潤分配に関連して相互に競争しており、他方では、他のいくつかの会社-銀行結合 Industrie-Bank-Verbindungen との競争関係にも置かれている。これまでは、専ら歴史的記述の中で使われた金融諸グループ Finanzgruppen の着想(二人は、これを東独の歴史家が用いた実証的な独占グループ概念の中に見出している。なお傍点は本文ではイタリック体になっている一筆者)は、一般的な金融資本概念以上に、競争と従属の結合を表現している。この着想の基礎の上では、金融諸グループが産業資本の側から生じたのか、銀行資本の側から生じたのかは重大ではなく、支配関係についても一般化はできない。重要であるのは、このような諸グループが形成され、現在も存在しており、一つの経済的事実となっていることである。」なお、二人は銀行と産業との結合の由来について、J. プービエが“Banque de Paris et des Pay-Bas”を挙げていることを付け加えている。(④ S. 149 S. 159の注3, 84)
- 12) R. ハイノリッヒは、ユルゲンス/リンドナーに対し次のように批判する。「勢力置換 eine Machtverlagerung を、銀行資本から、産業資本へ、という金融資本の歴史的発展経緯の中で確認することは、皮相しかみておらず、妥当ではない。この見解は、資本主義の発展に伴う一定の金融資本的組織形態の変化を、金融資本自体の本質変化と混同している。このような議論は、総資本の再生産に対する銀行資本の相対的重要性を過少評価することになる。」具体的には、ユルゲンス/リンドナーが論拠としている、1と3の要素については、次のようにのべている。「外国信用市場の利用は、国際的銀行によって企てられ、そこから調達した流動手段は、国内信用機関、とりわけ、民間大銀行の口座へ流れていく。自己金融持分が、相対的には、銀行信用の拡張につながらずという、よく聞かれる議論は、自己金融割合が、一度高度化することがあっても資本運動中の景気変動によって変化せざるをえないという指摘にぶつからざるをえない。むしろ、高い自己金融源泉は、一定の産業部門での独占構造に帰着すべきである。」(以上、⑨ S. 484-485)

ユルゲンス/リンドナーは、彼らの論拠の裏付けとして次のように述べている。

「通貨の切替, 自由な資本交流, 規制を受けない, ユーロ・ダラー市場の存在は, 少なくとも大コンツェルンが国外で受信することを容易にしている。また, ここでとり上げているのは, しばしば行なわれている, 短期の債権者—債務者関係であって, 連邦銀行が景気の過熱期に, 引締政策をとる場合である。たとえば, 1970年には, 西ドイツ企業は, 短期的信用需要の60%を国外で調達したが, 西ドイツのハウスバンクが支援しているのは, 特殊な場合である。というのは, 中小企業は, ユーロ・ダラー市場へ, 直接進出できないからである。……1970年の例は, 多国籍コンツェルンの財務部が, まったく, 銀行機関であるかのような評価を受けえたことを示すものである。当時, 国外のコンツェルンは, その西ドイツ親・子会社に対し, はば100億DMを調達していたのである。」(④ S. 140)

なお, R. ハイน์リッヒが問題としている。自己金融の高度化と銀行信用の拡張との関係については, 筆者は, すでに, 西ドイツの企業財務論との関連で一応の整理を与えておいた。拙稿, 「西ドイツ株式会社における企業金融」(北大『経済学研究』, 第29巻第4号)

13) ⑩ S. 123

14) ⑮ S. 137-142 とりわけ Tz. 458, 461, 463, 465, 466, 469

15) 監査役員は西ドイツにおいては, 基本的には, 株主総会で選出される。

監査役会の業務は, 企業経営の監督であり, 取締役から報告を受ける権利, 取締役の人事権をもつことが, 株式法で定められている。とりわけ監督役会議長の所にはあらゆる重大事の情報が入るとされている。⑮S. 116-117 Tz. 386-389

16) ⑮ S. 117-118. Tz. 390-396

17) この論点での反批判は, 以下のものをまとめた。④ S. 137, 146

⑩ S. 126 ⑮ S. 120-121 Tz. 399, 402-405

18) ⑮ S. 127-130, Tz. 421-433

19) 74 上場大企業における, 信用機関役員の監査役引受の分類⑮S. 443

20) ⑮ S. 163-179 とりわけ Tz. 533-535, Tz. 537-542, Tz. 549-587

21) この点に関しては, B. ミュルハウプトの次のような指摘がある。

「自己所有, 寄託議決権, 監査役引受にもとづく, 銀行の共同決定の可能性 Mitentscheidungsmöglichkeiten は, これはもちろん企業を経営するとか, 企業の投資政策を決定するとかいうものではないが, 企業からこれらの決定権の一部を移動させる傾向を生じせしめている。企業の決定部局と労働現場との隔たりは, 銀行の影響力がない場合には, もっと大きくなるであろう。」⑦ S. 388

22) 1974年のヘルシュタット銀行, 1980年のインベスチオンズ・ハンデルス・バンクの倒産(日本経済新聞1980.4.3付, 「西ドイツの金融会社倒産者」, 阿部哲夫, 『銀行』1981金融財政研究会, 268ページ以下を参照されたい) (未完)

主要文献 (再録)

- ① UNIVERSALBANK-SYSTEM: Die Omnipotenten, in: *DER SPIEGEL*, Nr. 4, 1971, S. 38-55.
- ② Hans E. Büschgen, *Das Universalbankensystem*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt/Main, 1971.
- ③ Vergesellschaftung—ein Mittel sozialdemokratischer Wirtschaftspolitik?, Streitgespräch zwischen Herbert Ehrenberg und Johano Strasser, in: *Die Neue Gesellschaft*, 20. Jg., Nr. 7, 1973 S. 484 ff.
- ④ Ulrich Jürgens/Gudrun Lindner, Zur Funktion und Macht der Banken, in: *Kursbuch Verlag*, Berlin, 1974, S. 121 ff.
- ⑤ Manfred Hein nud Hartmut Flöter, "Macht der Banken"—Folgerungen aus der bisherigen Diskussion, in: *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975. Heft 7, S. 342 ff.
- ⑥ Hans E. Büschgen, Zur Diskussion um das Banksystem in der Bundesrepublik Deutschland, in: *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975, Heft 7 S. 362 ff.
- ⑦ Bernd Mülhaupt, Gewerkschaften und Bankenreform, in: *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975, Heft 7, S. 375 ff.
- ⑧ Michael Gerhards, Die westdeutschen Bankn, in: *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975, Heft 7, S. 391 ff.
- ⑨ Rainer Heinrich, Ein Vorschlag zur Verstaatlichung des privaten Bankensektors, in: *WSI-Mitteilungen*, Jg. 28, 1975, Heft 9, S. 480 ff.
- ⑩ Hans E. Büschgen und Klaus Steinbrink, *Verstaatlichung der Banken? Forderungen und Argumente*, Deutscher Instituts—Verlag GmbH Köln 1977.
- ⑪ Helmut Arndt, *Wirtschaftliche Macht*, Tatsache und Theorien, Verlag C. H. Beck, München, 1977.
- ⑫ Monopolkommission, *Hauptgutachten I*, 1976, II, 1978, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden.
- ⑬ Wolfram Engels, *Bankbeteiligung an Industrieunternehmen*, Duncker & Humblot, Berlin, 1978.
- ⑭ Ludwig Mülhaupt, Probleme der Bankenreform in der Bundesrepublik Deutschland, n: *ÖSTEREISCHES BANK-ARCHIV*, 27. Jg., Heft 1, Jänner 1979, S. 2 ff.
- ⑮ Bundesministerium der Finanzen, *Grundsatzfragen der Kreditwirtschaft—Beircht der Studienkommission*, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt/Main, 1979.

(付記) 以上、未完ではあるが、筆者の職場移転のため、ここで打ち切ることにした。ただ、IIIの(3)以降については、「西ドイツにおける信用制度改革」(仮題)として、目次と同じ内容にて北星学園大学、「北星論集」に投稿する予定である。

なお、以上の拙稿は、証券経済学会第17回全国大会(1980. 6. 於神戸大)で、「西ドイツ、ユニバーサル・バンク・システム」として報告した原稿に加筆・修正したものである。この報告の作製にあたっては、翻訳上の問題を含め、以下の諸教(助教)授の御教示を得た。北海道大学、松井安信、富森虎児、森杲、加来祥男、京都大学、渡辺尚、また大会当日、日本証券経済研究所、奥村宏、九州大学、丑山優、中央大学、高橋由明の諸氏から、貴重なコメントを得た。この場を借りて感謝したい。